

● 海外から研究者の招聘・HOT NEWS ●

2018.07.07

海外航空運賃の本人立替払いは、20.42%課税に

科研費などを原資とした海外招へいにて「旅費を本人が立替え払いする」と外国人研究者が損します。招へい者で本人が支払うと、立替えた「海外航空運賃」「滞在費」に、**源泉税20.42%**が課税されます。来日時の現金払いも、帰国後の銀行送金も同じです。

本人立替払いは源泉税20.42%も減額される

大学／学会から外国人研究者に「旅費」「滞在費（日当、宿泊費）」を支払うと 源泉税20.42%課税です。「2011年3月東日本大震災」復興税にて「本人の立替払い」は課税対象で、次の支払いは課税されます。

- ・招へい者本人が、居住する海外にて往復航空券を購入し、立て替えた。
- ・招へい者本人が、日本のホテル宿泊費を予約し、立て替えた。
- ・招へい者本人が、空港から都内（市内）交通費（バス、電車など）を立て替えた。

大学／研究所／学会は、招へい者で本人が立て替えた実費から、源泉税を差引く義務があります。

国税庁 源泉所得税 > 非居住者に対する課税 > No.2884 源泉徴収義務者・源泉徴収の税率
リンク <http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2884.htm>

旅行社やホテルに支払えば「非課税」扱いに

しかし、日本の旅行会社やホテルに支払えば、これは「非課税」です。

「所得税基本通達161-19」（人的役務提供事業の所得（第6号関係）

リンク <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shotoku/22/02.htm>

講演「謝金」にも、もちろん**源泉税20.42%**課税されますが、これも……………です。

租税条約の締結国は非課税ですが、招へい者の「居住者証明書」と 税務署への事前「届出書」が必要です。ちなみに、アメリカの場合は、招へい者で本人の事前手続きに3ヶ月間も必要です。

ぜひ、お問い合わせください。

海外招へい航空運賃（エコノミークラス割引）

<http://www.oversea-invited.com>

海外招聘航空運賃（ビジネスクラス割引）

<http://www.overseas-invitations.com>

事前連絡調整（日程調整、旅券コピー受領など）

<http://www.yobi-yose.com/corres/>

到着の空港出迎（電車バスの購入、現金手渡し）

<http://www.yobi-yose.com/airport/>

外国人研究者招へい手続きガイド

<http://www.yobi-yose-airticket.com/guide.pdf>



株式会社呼び寄せエクスプレス

執行役員 瀧田龍彦

Mail: request@yobi-yose-airticket.com Web: www.yobi-yose-airticket.com